

## 要 旨

特定歴史公文書等は、時代を超えて利用される国民の共有財産である。「公文書等の管理に関する法律」では、国、独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の国民に説明するために、その適切な保存及び利用を規定するとともに、国立公文書館等の長が永久保存する責務を負っている。しかし、特定歴史公文書等、特に近代以降のものは、粗雑な材質（紙、書写材料）、製本形態であるものが多く、保存修復処置を行わないと利用できないものが多くある。筆者は、国立公文書館において保存修復業務に約12年携わってきたが、その中で原形というものを重視しながら利用と保存のバランスを考慮し適切な保存修復処置を行うか迷う場面が多くあった。これは保存修復処置に当たっての考え方が不明確なことに原因がある。

その考え方を明確にする上では、近代以降の特定歴史公文書等の特徴である「粗雑である」、「大量にある」ことが問題となる。「粗雑である」ことは、「モノ」として軽視されるという問題がある。複製物を作り原本を安易に廃棄したり、原形を安易に変更する保存修復処置が行われたりすることがある。しかし、「モノ」として見た場合、そこには作成時の状況や特定歴史公文書等への意識、扱い方や特定歴史公文書等に使用されている材料、技術の変遷が見えてくる。これらの情報も粗雑だからといって軽視して良いものではなく貴重な情報である。このように見ると特定歴史公文書等の残すべき要素は、「原形」と言える。しかし、原形そのままの意味ではなく、作成後（＝原形）変化を伴い利用保存され移管されることを考えると、移管時の形つまり現形と考えるのが適切である。また、「大量にある」ことは、どの程度保存修復処置を行うかという問題がある。必要以上に丁寧に処置を行ったり、逆に必要な処置を行わずに利用されたりすることがある。前者は時間を要することになり、後者を助長するおそれもあり、その結果劣化、破損が進行し文字情報の一部消失のおそれが出てくる。そのため、大量にある特定歴史公文書等の保存修復処置は、原本の利用が可能となる「必要最低限」の処置を行う必要がある。「必要最低限」とは、特定歴史公文書等の場合、原本の利用に耐えられる程度で、利用によって文字情報の紛失につながる劣化、破損が起こらない程度を言う。しかし、保存修復処置を行うだけでは永久保存と原本の利用を保証してくことには限界がある。現在、利用促進のために行われているデジタル化を原本の保存の視点からも行っていく必要がある。

近代以降の特定歴史公文書等の適切な保存修復処置の考え方は、原形（現形）を尊重しながら必要最低限の処置を行うことである。「原形」も「必要最低限」も以前から提唱されているものである。しかし、そのあいまいさが担当者による解釈の違いをもたらしていたが、明確にすることで常に適切な保存修復処置を行うことができるのである。また、原本を保存していくためには、保存修復担当だけではなく館全体での協力も不可欠である。それらのことによって、特定歴史公文書等を適切に永久保存しつつ、利用に供することができるのである。